

業務部速報



No. 39

発行 22. 11. 14

JR東労組 業務部

提出!!

申7号 組合員・社員と家族の生活を守り、モチベーション維持・向上を求める

怒 2022年度年末手当等に関する緊急再申し入れ

JR東労組は、年末手当の会社回答以降、組合員・社員と議論を重ね、「納得できない」という結論に至り、11月14日緊急再申し入れを行いました!

【申7号 申し入れ内容】

JR東労組は11月11日、申6号第3回交渉において、会社から、要求からは大きくかけ離れた回答がされましたが、到底納得できるものではありません。

交渉では一貫として、組合員・社員は「変革のスピードアップ」の基に示される各種施策に向き合い、過去最高の働き度の中、弛まぬ努力で黒字転換を実現したこと、物価上昇に賃金が追いついていない現実の中、生活実感を踏まえた悲痛な声を訴えてきました。会社はこれらの現実を「受け止める」と言いつつも低額回答を示しました。組合員・社員は回答にモチベーションが著しく低下しているため、離職の加速を危惧せざるを得ません。

回答以降、JR東労組は短期間ではありますが、組合員・社員と議論を行ってきました。その中で、怒りや不満を持つ多くの組合員・社員の声が届き、経営姿勢に危機感を抱いた各地方本部をはじめとした多くの機関から、低額回答に対する抗議の声明などが出されていることを会社は重く受け止めるべきです。そして、「組合員・社員の力、モチベーション維持・向上なくして会社の持続的発展は成し得ない」との組合員・社員の声を強く認識すべきです。

したがって、組合員・社員と家族の生活を守り、モチベーション維持・向上のもと、会社の持続的発展を実現し、また魅力と期待を持てるJR東日本会社とする認識の一致を、労使で今図ることが必須であることから、下記のとおり緊急に申し入れますので、速やかに団体交渉を開催し、会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 組合員・社員と家族の生活を守り、モチベーション維持・向上のため、申6号の回答を撤回し、2022年度年末手当を基準内賃金の3.3ヶ月とすること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員(出向者を含む)対象に一律5万円を支給すること。
2. 回答については、2022年11月16日までとすること。

